

ドイツ関連資料

ドイツ出願の早期権利化手段

2020年6月1日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

近年、費用の高い欧州出願（E P 出願）を回避して、市場規模が大きく、かつ権利行使しやすいドイツ出願を選択する出願人が増えている。ドイツ特許商標庁が公表した2018年年報によると、日本出願人によるドイツ特許出願は、前年比で約10%増の8,013件であった。この出願件数は、国別ではドイツ（46,609件）に次ぐ2位である。

現下のコロナ禍を発端とする景気後退によって、E P 出願の代替としてのドイツ出願がさらに注目される可能性がある。それゆえ、ドイツ出願のデメリットとその対策を把握しておくことには大きな意義がある。

一般に、ドイツ出願のメリットとして以下①～④が挙げられる。

- ① ドイツ語翻訳を考慮してもE P 出願よりも低コストである。
- ② 審査請求期間が長く（出願から7年）、権利化要否の判断を遅らせることができる。
- ③ 特許および実用新案登録とで同一の発明の権利化が可能である。
- ④ E P 出願よりも補正が認められやすい。

これに対して、ドイツ出願のデメリットは、E P 出願よりも審査期間が長期化しやすい、という点が挙げられる。あるドイツ弁護士は、「ドイツ特許出願は、審査請求から最初の拒絶理由通知まで平均2年を要し、E P 出願よりも審査期間が長い」とコメントしている。

本資料では、ドイツにおいて早期の権利化を実現する幾つかの手段を紹介する。

【全3頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長：岡部 泰隆（大阪本部在籍）

TEL：06-6351-4384（代表）

E-Mail：iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> :<http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> :<http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> :<http://design.ip-kenzo.com>

<法務部 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。